

# 柏市土木設計業務共通仕様書

平成24年度版

はじめに

柏市が発注する土木工事の設計業務は、千葉県が定める設計業務共通仕様書（平成21年度版）によるものとする。

ただし、第1編共通編については、この設計業務共通仕様書によるものとする。

また、下水道工事の設計業務は、上記のほか平成16年国土交通省都市・地域整備局下水道部が定める「下水道管渠実施設計業務委託標準仕様書（案）」によるものとする。

なお、千葉県が定める設計業務共通仕様書（平成21年度版）及び「下水道管渠実施設計業務委託標準仕様書（案）」に改訂のあった場合は、発注時期に応じ、改訂版によるものとする。

平成24年4月

柏市総務部技術管理課

# 第1編 共通編

## 目次

### 第1編 共通編

#### 第1章 総則

第1101条	適用	1
第1102条	用語の定義	1
第1103条	業務の着手	3
第1104条	設計図書の支給及び点検	4
第1105条	調査職員	4
第1106条	管理技術者	4
第1107条	照査技術者及び照査の実施	5
第1108条	担当技術者	5
第1109条	提出書類	6
第1110条	打合せ等	6
第1111条	業務計画書	6
第1112条	資料の貸与及び返却	7
第1113条	関係官公庁への手続き等	7
第1114条	地元関係者との交渉等	7
第1115条	土地への立入り等	8
第1116条	成果物の提出	9
第1117条	関連法令及び条例の遵守	9
第1118条	検査	9
第1119条	修補	10
第1120条	条件変更等	10
第1121条	契約変更	10
第1122条	履行期間の変更	11
第1123条	一時中止	11
第1124条	発注者の賠償責任	12
第1125条	受注者の賠償責任	12
第1126条	部分使用	12
第1127条	再委託	12
第1128条	成果物の使用等	13
第1129条	守秘義務	13
第1130条	安全等の確保	13
第1131条	臨機の措置	14
第1132条	履行報告	14
第1133条	屋外で作業を行う時期及び時間の変更	14

## 第2章 設計業務等一般

第 1201 条	使用する技術基準等.....	15
第 1202 条	現地踏査.....	15
第 1203 条	設計業務等の種類.....	15
第 1204 条	調査業務の内容.....	15
第 1205 条	計画業務の内容.....	15
第 1206 条	設計業務の内容.....	16
第 1207 条	調査業務の条件.....	16
第 1208 条	計画業務の条件.....	17
第 1209 条	設計業務の条件.....	17
第 1210 条	調査業務及び計画業務の成果.....	19
第 1211 条	設計業務の成果.....	19
	主要技術基準及び参考図書.....	21

# 第1編 共通編

## 第1章 総則

### 第1101条 適用

1. 設計業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、柏市の発注する土木工事の設計に係る土木設計業務等委託契約書及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。
2. 設計図書は、相互に補完し合うものとし、そのいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。
3. 特記仕様書、図面又は共通仕様書の間には相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合、受注者は調査職員に確認して指示を受けなければならない。

### 第1102条 用語の定義

共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

1. 「発注者」とは、契約書に記載した委託者をいう。
2. 「受注者」とは、設計業務の実施に関し、発注者と委託契約を締結した受託者である個人若しくは会社その他の法人をいう。
3. 「調査職員」とは、契約図書に定められた範囲内において、受注者又は管理技術者に対する指示、承諾又は協議等の職務を行う者であり、契約書第8条第1項に規定する職員をいう。
4. 「検査職員」とは、設計業務の完了の検査にあたって、契約書第22条第2項の規定に基づき、検査を行うものをいう。
5. 「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統括等を行う者で、契約書第9条第1項の規定により受注者が定めた者をいう。
6. 「照査技術者」とは、成果物の内容について技術上の照査を行う者で、受注者が定めた者をいう。

7. 「担当技術者」とは、管理技術者のもとで業務を担当する者で、受注者が定めた者をいう。
8. 「同等の能力と経験を有する技術者」とは、当該設計業務に関する技術上の知識を有する者で、特記仕様書で規定する者又は発注者が承諾した者をいう。
9. 「契約図書」とは契約書及び設計図書をいう。
10. 「契約書」とは、土木設計業務等委託契約書をいう。
11. 「設計図書」とは、仕様書、図面、数量総括表、質疑回答書をいう。
12. 「仕様書」とは、共通仕様書及び特記仕様書（これらにおいて明記されている適用すべき諸基準を含む。）を総称していう。
13. 「共通仕様書」とは、各設計業務等に共通する技術上の指示事項等を定める図書をいう。
14. 「特記仕様書」とは、共通仕様書を補足し、当該設計業務の実施に関する明細又は特別な事項を定める図書をいう。
15. 「数量総括表」とは、設計業務に関する工種、設計数量および規格を示した書類をいう。
16. 「質疑回答書」とは、仕様書、図面、数量総括表に関する入札等参加者からの質疑書に対して、発注者が回答したものをいう。
17. 「図面」とは、入札等に際して発注者が交付した図面及び発注者から変更又は追加された図面及び図面のもとになる計算書等をいう。
18. 「指示」とは、調査職員が受注者に対し、設計業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
19. 「請求」とは、発注者又は受注者が契約内容の履行あるいは変更に関して相手方に書面をもって行為、あるいは同意を求めることをいう。
20. 「通知」とは、発注者若しくは調査職員が受注者に対し、又は受注者が発注者若しくは調査職員に対し、設計業務に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
21. 「報告」とは、受注者が調査職員に対し、設計業務の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。

22. 「申し出」とは、受注者が契約内容の履行あるいは変更に関し、発注者に対して書面をもって同意を求めることをいう。
23. 「承諾」とは、受注者が調査職員に対し、書面で申し出た設計業務の遂行上必要な事項について、調査職員が書面により業務上の行為に同意することをいう。
24. 「質問」とは、不明な点に関して書面をもって問うことをいう。
25. 「回答」とは、質問に対して書面をもって答えることをいう。
26. 「協議」とは、書面により契約図書協議事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議することをいう。
27. 「提出」とは、受注者が調査職員に対し、設計業務に係わる書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
28. 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は捺印したものを有効とする。
- (1) 緊急を要する場合は、ファクシミリまたはEメールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。
- (2) 電子納品を行う場合は、別途調査職員と協議するものとする。
29. 「検査」とは、契約図書に基づき、検査職員が設計業務の完了を確認することをいう。
30. 「打合せ」とは、設計業務を適正かつ円滑に実施するために管理技術者等と調査職員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。
31. 「修補」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。
32. 「協力者」とは、受注者が設計業務の遂行にあたって、再委託する者をいう。
33. 「使用人等」とは、協力者又はその代理人若しくはその使用人その他これに準ずるものをいう。

#### 第 1103 条 業務の着手

受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後 15 日以内に設計業務に着手しなければならない。この場合において、着手とは管理技術者が設計業務の実施のために調査職員との打合せ又は現地踏査を開始することをいう。

#### 第 1104 条 設計図書の支給及び点検

1. 受注者からの要求があった場合で、調査職員が必要と認めるときは、受注者に図面の原図若しくは電子データを貸与する。ただし、共通仕様書、各種基準、参考図書等公開、市販されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。
2. 受注者は、設計図書の内容を十分点検し、疑義のある場合は、調査職員に書面により報告し、その指示を受けなければならない。
3. 調査職員は、必要と認めるときは、受注者に対し、図面又は詳細図面等を追加支給するものとする。

#### 第 1105 条 調査職員

1. 発注者は、設計業務における調査職員を定め、受注者に通知するものとする。
2. 調査職員は契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて調査職員に委任したもののほか、次の各号に掲げる権限を有する。
  - (1) 発注者の意図する成果物を完成させるための受注者に対する業務に関する指示
  - (2) 設計業務の履行に関する受注者との協議
  - (3) 業務の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査
3. 調査職員は契約図書に定められた事項の範囲内において、指示、通知、承諾、協議等の職務を行うものとする。
4. 調査職員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合、調査職員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者はその指示等に従うものとする。調査職員は、その指示等を行った後 7 日以内に書面で受注者にその内容を通知するものとする。

#### 第 1106 条 管理技術者

1. 受注者は、設計業務における管理技術者を定め、発注者に通知するものとする。
2. 管理技術者は、契約図書に基づき、業務の技術上の管理を行うものとする。
3. 管理技術者は、設計業務の履行にあたり、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）又はこれと同等の能力と経験を有する技術者、あるいはシビルコンサルティングマネージャー（以下「RCCM」という。）の資格保有者であり、特記仕様書に定める業務経験を有することとする。



4. 管理技術者は、設計業務の管理及び統括を行うほか、契約書第9条第2項の規定により行使できないとされた権限を除き、契約に基づく一切の権限を行使することができる。

ただし、受注者が管理技術者に委任できる権限を制限する場合は、発注者に書面をもって報告しない限り管理技術者は受注者の一切の権限を有するものとされ、発注者及び調査職員は管理技術者に対して指示等を行えば足りるものとする。

5. 管理技術者は、調査職員が指示する関連のある設計業務の受注者と十分に協議の上、相互に協力し、業務を実施しなければならない。

6. 管理技術者は、第1107条第4項に規定する照査結果の確認を行わなければならない。

#### 第1107条 照査技術者及び照査の実施

1. 発注者が設計図書において定める場合は、受注者は、設計業務における照査技術者を定め発注者に通知するものとする。

2. 照査技術者は、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）又はこれと同等の能力と経験を有する技術者あるいはRCCMの資格保有者であり、特記仕様書に定めた業務経験を有しなければならない。

3. 照査技術者は、照査計画を作成し業務計画書に記載し、照査に関する事項をさだめなければならない。

4. 照査技術者は、設計図書に定める又は調査職員の指示する業務の節目毎にその成果の確認を行うとともに、照査技術者自身による照査を行わなければならない。

5. 照査技術者は、業務完了に伴って照査結果を照査報告書としてとりまとめ、照査技術者の署名捺印のうえ管理技術者に差し出すものとする。

#### 第1108条 担当技術者

1. 受注者は、業務の実施にあたって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を調査職員に提出するものとする。（管理技術者と兼務するものを除く）

なお、担当技術者が複数にわたる場合は3名までとする。

2. 担当技術者は、設計図書に基づき、適正に業務を実施しなければならない。

3. 担当技術者は照査技術者を兼ねることはできない。

## 第 1109 条 提出書類

1. 受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を調査職員を経て、発注者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、業務委託料（以下「委託料」という。）に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、調査職員に関する措置請求に係る書類を除く。
2. 受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。
3. 受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が 100 万円以上の業務について、測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「業務カルテ」を作成し、調査職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、完了時は業務完了後 10 日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請しなければならない。  
また、登録機関発行の「業務カルテ受領書」が届いた際は、その写しを直ちに調査職員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が 10 日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

## 第 1110 条 打合せ等

1. 設計業務を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者若しくは担当技術者と調査職員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。  
なお、連絡は積極的に Eメール等を活用し、Eメールで確認した内容については必要に応じて打合せ記録簿を作成するものとする。
2. 設計業務着手時及び設計図書で定める業務の区切りにおいて、管理技術者と調査職員は打合せを行うものとし、その結果について受注者が書面（打合せ記録簿）に記録し相互に確認しなければならない。
3. 管理技術者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに調査職員と協議するものとする。

## 第 1111 条 業務計画書

1. 受注者は、契約締結後 15 日以内に業務計画書を作成し、調査職員に提出しなければならない。
2. 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。

- (1) 業務概要
- (2) 実施方針
- (3) 業務工程
- (4) 業務組織計画
- (5) 打合せ計画
- (6) 成果品の品質を確保するための計画
- (7) 成果品の内容、部数
- (8) 使用する主な図書及び基準
- (9) 連絡体制（緊急時含む）
- (10) 使用する主な機器
- (11) その他

なお、受注者は設計図書において照査技術者による照査が定められている場合は、照査計画について記載するものとする。

3. 受注者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえで、その都度調査職員に変更業務計画書を提出しなければならない。
4. 調査職員が指示した事項については、受注者はさらに詳細な業務計画に係る資料を提出しなければならない。

#### 第 1112 条 資料の貸与及び返却

1. 調査職員は、設計図書に定める図書及びその他関係資料を、受注者に貸与するものとする。
2. 受注者は、貸与された図面及び関係資料等の必要がなくなった場合はただちに調査職員に返却するものとする。
3. 受注者は、貸与された図書及びその他関係資料を丁寧に扱い、損傷してはならない。万一、損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。
4. 受注者は、設計図書に定める守秘義務が求められる資料については複製してはならない。

#### 第 1113 条 関係官公庁への手続き等

1. 受注者は、設計業務の実施に当たっては、発注者が行う関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。また受注者は、設計業務を実施するため、関係官公庁に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとする。
2. 受注者が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を調査職員に報告し協議するものとする。

#### 第 1114 条 地元関係者との交渉等

1. 地元関係者への説明、交渉等は、発注者又は調査職員が行うものとするが、調査職員の指示がある場合は、受注者はこれに協力するものとする。これらの交渉に当たり、

受注者は地元関係者に誠意をもって接しなければならない。

2. 受注者は、屋外で行う設計業務の実施に当たっては、地元関係者からの質問、疑義に関する説明等を求められた場合は、調査職員の承諾を得てから行うものとし、地元関係者との間に紛争が生じないように努めなければならない。
3. 受注者は、設計図書の定め、あるいは調査職員の指示により受注者が行うべき地元関係者への説明、交渉等を行う場合には、交渉等の内容を書面で随時、調査職員に報告し、指示があればそれに従うものとする。
4. 受注者は、設計業務の実施中に発注者が地元協議等を行い、その結果を設計条件として業務を実施する場合には、設計図書に定めるところにより、地元協議等に立会するとともに、説明資料及び記録の作成を行うものとする。
5. 受注者は、前項の地元協議により、既に作成した成果の内容を変更する必要性が生じた場合には、指示に基づいて、変更するものとする。  
なお、変更に要する期間及び経費は、発注者と協議のうえ定めるものとする。

#### 第 1115 条 土地への立入り等

1. 受注者は、屋外で行う設計業務を実施するため国有地、公有地又は私有地に立入る場合は、調査職員及び関係者と十分な協調を保ち設計業務が円滑に進捗するように努めなければならない。なお、やむを得ない理由により現地への立入りが不可能となった場合には、ただちに調査職員に報告し指示を受けなければならない。
2. 受注者は、設計業務実施のため植物伐採、かき、さく等の除去又は土地もしくは工作物を一時使用する時は、あらかじめ調査職員に報告するものとし、報告を受けた調査職員は当該土地所有者及び占有者の許可を得るものとする。  
なお、第三者の土地への立入りについて、当該土地占有者の許可は、発注者が得るものとするが、調査職員の指示がある場合は受注者はこれに協力しなければならない。
3. 受注者は、前項の場合において生じた損失のため必要となる経費の負担については、設計図書に示す外は調査職員と協議により定めるものとする。
4. 受注者は、第三者の土地への立入りに当たっては、あらかじめ身分証明書交付願を発注者に提出し身分証明書の交付を受け、現地立入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。  
なお、受注者は、立入り作業完了後 10 日以内に身分証明書を発注者に返却しなければならない。

## 第 1116 条 成果物の提出

1. 受注者は、設計業務が完了したときは、設計図書に示す成果品（設計図書で照査技術者による照査が定められた場合は照査報告書を含む。）を業務完了報告書とともに提出し、検査を受けるものとする。
2. 受注者は、設計図書に定めがある場合、又は調査職員の指示する場合で、同意した場合は履行期間途中においても、成果品の部分引き渡しを行うものとする。
3. 受注者は、成果品において使用する計量単位は、国際単位系（S I）とする。
4. 受注者は、「土木設計業務等の電子納品要領（案）、国土交通省制定（以下「要領」という。）」に基づいて作成した電子データにより成果品を提出するものとする。「要領」で特に記載が無い項目については、調査職員と協議のうえ決定するものとする。  
なお、電子納品に対応するための措置については「電子納品運用ガイドライン・委託業務編・平成 21 年 11 月版（案）、千葉県制定」を参考にするものとする。

## 第 1117 条 関連法令及び条例の遵守

受注者は、設計業務の実施に当たっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。

## 第 1118 条 検査

1. 受注者は、契約書第 22 条第 2 項の規定に基づき、業務完了報告書を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了し、調査職員に提出していなければならない。
2. 発注者は、設計業務の検査に先立って受注者に対して書面をもって検査日を通知するものとする。この場合において受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、屋外で行う検査においては、必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。  
この場合検査に要する費用は受注者の負担とする。
3. 検査職員は、調査職員及び管理技術者の立会の上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。
  - (1) 設計業務成果品の検査
  - (2) 設計業務管理状況の検査設計業務の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。なお、電子納品の検査時の対応については「電子納品運用ガイドライン・委託業務編・平成 21 年 11 月版（案）」を参考にするものとする。

#### 第 1119 条 修補

1. 受注者は、修補は速やかに行わなければならない。
2. 検査職員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して期限を定めて修補を指示することができるものとする。
3. 検査職員が修補の指示をした場合において、修補の完了の確認は検査職員の指示に従うものとする。
4. 検査職員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は、契約書第 22 条第 2 項の規定に基づき検査の結果を受注者に通知するものとする。

#### 第 1120 条 条件変更等

1. 契約書第 13 条第 1 項第 5 号に規定する「予期することのできない特別な状態」とは、天災その他の不可抗力による場合のほか、発注者と受注者が協議し当該規定に適合すると判断した場合とする。
2. 調査職員が、受注者に対して契約書第 14 条、第 21 条第 1 項の規定に基づく設計図書の変更又は訂正の指示を行う場合は、指示書によるものとする。

#### 第 1121 条 契約変更

1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、土木設計業務等委託契約の変更を行うものとする。
  - (1) 業務内容の変更により業務委託料に変更を生じる場合
  - (2) 履行期間の変更を行う場合
  - (3) 調査職員と受注者が協議し、設計業務施行上必要があると認められる場合
  - (4) 契約書第 21 条第 1 項の規定に基づき委託料の変更に代える設計図書の変更を行った場合
2. 発注者は、前項の場合において、変更する契約図書を次の各号に基づき作成するものとする。
  - (1) 第 1120 条の規定に基づき調査職員が受注者に指示した事項
  - (2) 設計業務等の一時中止に伴う費用増加及び履行期間の変更等決定済の事項
  - (3) その他発注者又は調査職員と受注者との協議で決定された事項

## 第 1122 条 履行期間の変更

1. 発注者は、受注者に対して設計業務の変更の指示を行う場合において履行期間変更協議の対象であるか否かを合わせて事前に通知しなければならない。
2. 発注者は、履行期間変更協議の対象であると確認された事項及び設計業務の一時中止を指示した事項であっても残履行期間及び残業務量等から履行期間の変更が必要でないと判断した場合は、履行期間の変更を行わない旨の協議に代えることができるものとする。
3. 受注者は、契約書第 16 条の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。
4. 契約書第 17 条第 1 項の規定に基づき、発注者の請求により履行期限を短縮した場合には、受注者は、速やかに業務工程表を修正し提出しなければならない。

## 第 1123 条 一時中止

1. 契約書第 15 条第 1 項及び第 2 項の規定により、次の各号に該当する場合において、発注者は、受注者に書面をもって通知し、必要と認める期間、設計業務の全部又は一部を一時中止させるものとする。

なお、暴風、豪雨、洪水、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）による設計業務の中断については、第 1131 条臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。

  - (1) 第三者の土地への立入り許可が得られない場合
  - (2) 関連する他の業務等の進捗が遅れたため、設計業務の続行を不相当と認めた場合
  - (3) 環境問題等の発生により設計業務の続行が不適切又は不可能となった場合
  - (4) 天災等により設計業務の対象箇所の状態が変動した場合
  - (5) 第三者及びその財産、受注者、使用人等並びに調査職員の安全確保のため必要があると認めた場合
  - (6) 前各号に掲げるものの他、発注者が必要と認めた場合
2. 発注者は、受注者が契約図書に違反し、又は調査職員の指示に従わない場合等、調査職員が必要と認めた場合には、設計業務の全部又は一部の一時中止をさせることができるものとする。
3. 前 2 項の場合において、受注者は屋外で行う設計業務の現場の保全については、調査職員の指示に従わなければならない。

#### 第 1124 条 発注者の賠償責任

発注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。

- (1) 契約書第 20 条に規定する損害について、発注者の責に帰すべき損害とされた場合
- (2) 発注者が契約に違反し、その違反により契約の履行が不可能となった場合

#### 第 1125 条 受注者の賠償責任

受注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。

- (1) 契約書第 20 条に規定する一般的損害、第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべき損害とされた場合
- (2) 契約書第 27 条第 1 項に規定する瑕疵責任に係る損害
- (3) 受注者の責により損害が生じた場合

#### 第 1126 条 部分使用

1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、受注者に対して部分使用を請求することができるものとする。
  - (1) 別途設計業務等の使用に供する必要がある場合
  - (2) その他特に必要と認められた場合
2. 受注者は、部分使用に同意した場合は、部分使用同意書を発注者に提出するものとする。

#### 第 1127 条 再委託

1. 契約書第 6 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは、次の各号に掲げるものをいい、受注者は、これを再委託することはできない。
  - (1) 設計業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等
  - (2) 解析業務における手法の決定及び技術的判断
2. 契約書第 6 条第 3 項に規定する「軽微な部分」は、コピー、印刷、製本及び資料の収集・単純な集計とする。
3. 受注者は第 1 項及び第 2 項に規定する業務以外の再委託にあたっては、発注者の承諾を得なければならない。
4. 受注者は、設計業務を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し設計業務等の実施について適切な指導、管理のもとに設計業務を実施しなければならない。



なお、協力者は、柏市競争入札参加資格者である場合は、柏市の指名停止期間中であってはならない。

#### 第 1128 条 成果物の使用等

1. 受注者は、成果物（業務を行う上で得られた記録等を含む）が著作物に該当するとしないにもかかわらず発注者が承諾した場合には、単独で又は他の者と共同で、成果物を発表することができる。
2. 受注者は、著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている設計方法等の使用に関し、設計図書に明示がなく、その費用負担を契約書第 7 条に基づき発注者に求める場合には、第三者と補償条件の交渉を行う前に発注者の承諾を受けなければならない。

#### 第 1129 条 守秘義務

1. 受注者は、契約書第 1 条第 3 項の規定により、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
2. 受注者は、成果品の発表に際しての守秘義務については、第 1128 条第 1 項の承諾を受けた場合はこの限りではない。

#### 第 1130 条 安全等の確保

1. 受注者は、屋外で行う設計業務の実施に際しては、設計業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。
2. 受注者は、特記仕様書に定めがある場合には所轄警察署、道路管理者、鉄道管理者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、設計業務実施中の安全を確保しなければならない。
3. 受注者は、屋外で行う設計業務の実施に当たり、事故が発生しないよう使用人等に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。
4. 受注者は、屋外で行う設計業務の実施にあたっては安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じておくものとする。
5. 受注者は、屋外で行う設計業務の実施にあたり、災害予防のため、次の各号に掲げ事項を厳守しなければならない。
  - (1) 屋外で行う設計業務に伴い伐採した立木等を焼却する場合には、関係法令を遵守

するとともに、関係官公署の指導に従い必要な措置を講じなければならない。

(2) 受注者は、柏市ばい捨て等防止条例（平成9年条例第7号）を遵守し、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。

(3) 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には、周辺に火気の使用を禁止する旨の標示を行い、周辺の整理に努めなければならない。

6. 受注者は、爆発物等の危険物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じなければならない。

7. 受注者は、屋外で行う設計業務の実施にあたっては豪雨、豪雪、出水、地震、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限に食い止めるための防災体制を確立しておかなければならない。災害発生時においては第三者及び使用人等の安全確保に努めなければならない。

8. 受注者は、屋外で行う設計業務実施中に事故等が発生した場合は、直ちに調査職員に報告するとともに、調査職員が指示する様式により事故報告書を速やかに調査職員に提出し、調査職員から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。

#### 第 1131 条 臨機の措置

1. 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容をすみやかに調査職員に報告しなければならない。

2. 調査職員は、天災等に伴い成果物の品質および履行期間の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができるものとする。

#### 第 1132 条 履行報告

受注者は、契約書第 11 条の規定に基づき、履行状況報告を作成し、調査職員に提出しなければならない。

#### 第 1133 条 屋外で作業を行う時期及び時間の変更

1. 受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ調査職員と協議するものとする。

2. 受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められていない場合で、官公庁の休日又は夜間に作業を行う場合は、事前に理由を付した書面を調査職員に提出しなければならない。

## 第 2 章 設計業務等一般

### 第 1201 条 使用する技術基準等

受注者は、業務の実施にあたって、最新の技術基準及び参考図書並びに特記仕様書に基づいて行うものとする。

なお、使用にあたっては、事前に調査職員の承諾を得なければならない。

### 第 1202 条 現地踏査

受注者は、設計業務の実施にあたり、現地踏査を行い、設計等に必要な現地の状況を把握するものとする。

### 第 1203 条 設計業務の種類

1. 設計業務とは、調査業務、計画業務、設計業務をいう。
2. この共通仕様書で規定する設計業務は、新たに設ける各種施設物を対象とするが、供用後における改築又は修繕が必要となる各種施設物についても、これを準用するものとする。

### 第 1204 条 調査業務の内容

調査業務とは、第 1202 条の現地踏査、文献等の資料収集、現地における観測・測定等の内で、設計図書に示された項目を調査し、その結果の取りまとめを行うことをいう。

なお、同一の業務として、この調査結果を基にして解析及び検討を行うことについても、これを調査業務とする。

### 第 1205 条 計画業務の内容

計画業務とは、第 1112 条に定める貸与資料及び第 1201 条に定める適用基準等及び設計図書等を用いて解析、検討を行い、各種計画の立案を行うことをいう。

なお、同一の業務として解析、検討を行うための資料収集等を行うことについても、これを計画業務とする。

## 第 1206 条 設計業務の内容

1. 設計業務とは、第 1112 条に定める貸与資料及び第 1201 条に定める適用基準等及び設計図書等を用いて、原則として基本計画、概略設計、予備設計あるいは詳細設計を行なうことをいう。
2. 基本計画とは、設計の同一の業務として設計対象となる各種施設物の基本的諸元を設定するものをいう。
3. 概略設計とは、地形図、地質資料、現地踏査結果、文献及び設計条件等に基づき目的構造物の比較案または最適案を提案するものをいう。
4. 予備設計とは、空中写真図又は実測図、地質資料、現地踏査結果、文献、概略設計等の成果品及び設計条件に基づき、目的構造物の比較案について技術的、社会的、経済的な側面からの評価、検討を加え、最適案を選定した上で、平面図、縦横断面図、構造物等の一般図、計画概要書、概略数量計算書、概算工事費等を作成するものをいう。  
なお、同一の業務として目的構造物の比較案を提案することについても、これを予備設計とする。
5. 詳細設計とは、実測平面図（空中写真図を含む）、縦横断面図、予備設計等の成果品、地質資料、現地踏査結果及び設計条件等に基づき工事発注に必要な平面図、縦横断面図、構造物等の詳細設計図、設計計算書、工種別数量計算書、施工計画書等を作成するものとする。

## 第 1207 条 調査業務の条件

1. 受注者は、業務の着手にあたり、第 1112 条に定める貸与資料、第 1201 条に定める適用基準等及び設計図書を基に調査条件を確認する。受注者は、これらの図書等に示されていない調査条件を設定する必要がある場合は、事前に調査職員の指示または承諾を受けなければならない。
2. 受注者は、現地踏査あるいは資料収集を実施する場合に、第 1112 条に定める貸与資料等及び設計図書に示す調査事項と照合して、現地踏査による調査対象項目あるいは資料収集対象項目を整理し、調査職員の承諾を得るものとする。
3. 受注者は、本条 2 項に基づき作業した結果と、第 1112 条の貸与資料と相違する事項が生じた場合に、調査対象項目あるいは資料収集対象項目を調査職員と協議するものとする。

4. 受注者は、設計図書及び第 1201 条に定める諸基準等に示された以外の解析方法等を用いる場合に、使用する理論、公式等について、その理由を付して調査職員の承諾を得るものとする。

#### 第 1208 条 計画業務の条件

1. 受注者は、業務の着手にあたり、第 1112 条に定める貸与資料、第 1201 条に定める適用基準等及び設計図書を基に計画条件を確認する。受注者は、これらの図書等に示されていない計画条件を設定する必要がある場合は、事前に調査職員の指示または承諾を受けなければならない。
2. 受注者は、現地踏査あるいは資料収集を実施する場合に、第 1112 条に定める貸与資料等及び設計図書に示す計画事項と照合して、現地踏査による調査対象項目あるいは資料収集対象項目を整理し、調査職員の承諾を得るものとする。
3. 受注者は、本条 2 項に基づき作業を行った結果と、第 1112 条の貸与資料と相違する事項が生じた場合に、調査対象項目あるいは資料収集対象項目を調査職員と協議するものとする。
4. 受注者は、設計図書及び第 1201 条に定める諸基準等に示された以外の解析方法等を用いる場合に、使用する理論、公式等について、その理由を付して調査職員の承諾を得るものとする。

#### 第 1209 条 設計業務の条件

1. 受注者は、業務の着手にあたり、第 1112 条に定める貸与資料、第 1201 条に定める適用基準等及び設計図書を基に設計条件を設定し、調査職員の承諾を得るものとする。また、受注者は、これらの図書等に示されていない設計条件を設定する必要がある場合は、事前に調査職員の指示または承諾を受けなければならない。
2. 受注者は、現地踏査あるいは資料収集を実施する場合に、第 1112 条に定める貸与資料等及び設計図書に示す設計事項と照合して、現地踏査による調査対象項目あるいは資料収集対象項目を整理し、調査職員の承諾を得るものとする。
3. 受注者は、本条 2 項において、第 1112 条の貸与資料と相違する事項が生じた場合に、調査対象項目あるいは資料収集対象項目を調査職員と協議するものとする。
4. 受注者は、設計図書及び第 1201 条に定める適用基準等に示された以外の解析方法等を用いる場合に、使用する理論、公式等について、その理由を付して調査職員の承諾を得るものとする。

5. 受注者は、設計に当たって特許工法等特殊な工法を使用する場合には、調査職員の承諾を得るものとする。
6. 設計に採用する材料、製品は原則として J I S , J A S の規格品及びこれと同等品以上とするものとする。
7. 設計において、建設省（国土交通省）土木構造物標準設計図集に集録されている構造物については、発注者は、採用構造物名の呼び名を設計図書に明示し、受注者はこれを遵守するものとする。なお、これらに定められた数量計算は単位当たり数量をもととして行うものとする。
8. 受注者は、設計計算書の計算に使用した理論、公式の引用、文献等並びにその計算過程を明記するものとする。
9. 受注者は、設計にあたって建設副産物の発生、抑制、再利用の促進等の視点を取り入れた設計を行うものとする。  
また、建設副産物の検討成果として、リサイクル計画書を作成するものとする。
10. 電子計算機によって設計計算を行う場合は、プログラムと使用機種について事前に調査職員と協議するものとする。
11. 受注者は、概略設計又は予備設計を行った結果、後段階の設計において一層のコスト縮減の検討の余地が残されている場合は、最適案として選定された 1 ケースについてコスト縮減の観点より、形状、構造、使用材料、施工方法等について、後設計時に検討すべきコスト縮減提案を行うものとする。  
この提案は概略設計又は予備設計を実施した受注者がその設計を通じて得た着目点・留意事項等（コスト縮減の観点から後設計時に一層の検討を行うべき事項）について、後設計を実施する技術者に情報を適切に引き継ぐためのものであり、本提案のために新たな計算等の作業を行う必要はない。
12. 受注者は、概略設計又は予備設計における比較案の提案、もしくは、概略設計における比較案を予備設計において評価、検討する場合には、新技術情報提供システム（NETIS）等を利用し、「設計比較対象技術」等有効な新技術・新工法を積極的に活用するための検討を行うものとする。  
また、受注者は、詳細設計における工法等の選定においては、新技術情報提供システム（NETIS）等を利用し、新技術・新工法を積極的に活用するための検討を行い、調査職員と協議のうえ、採用する工法等を決定した後に設計を行うものとする。

## 第 1210 条 調査業務及び計画業務の成果

1. 調査業務及び計画業務の成果は，特記仕様書に定めのない限り千葉県が定める設計業務共通仕様書第 2 編以降の各調査業務及び計画業務の内容を定めた各章の該当条文に定めたものとする。
2. 受注者は，業務報告書の作成にあたって，その検討・解析結果等を設計図書に定められた調査・計画項目に対応させて，その検討・解析等の過程と共にとりまとめるものとする。
3. 受注者は，現地踏査を実施した場合には，現地の状況を示す写真と共にその結果をとりとまとめることとする。
4. 受注者は，検討，解析に使用した理論，公式の引用，文献等並びにその計算過程を明記するものとする。
5. 受注者は，成果品の作成にあたって，成果品一覧表又は特記仕様書によるものとする。

## 第 1211 条 設計業務の成果

成果の内容については，次の各号についてとりまとめるものとする。

### (1) 設計業務成果概要書

設計業務成果概要書は，設計業務の条件，特に考慮した事項，コントロールポイント，検討内容，施工性，経済性，耐久性，美観，環境等の要件を的確に解説し取りまとめるものとする。

### (2) 設計計算書等

計算項目は，この共通仕様書及び特記仕様書によるものとする。

### (3) 設計図面

設計図面は，特記仕様書に示す方法により作成するものとする。

### (4) 数量計算書

数量計算書は，「土木工事数量算出要領（案）」により行うものとし，算出した結果は，「土木工事数量算出要領数量集計表（案）」に基づき工種別，区間別に取りまとめるものとする。

ただし，概略設計及び予備設計については，特記仕様書に定めのある場合を除き，一般図等に基づいて概略数量を算出するものとする。

### (5) 概算工事費

概算工事費は，調査職員と協議した単価と，前号ただし書きに従って算出した概略数量をもとに算出するものとする。

(6) 施工計画書

1) 施工計画書は、工事施工に当たって必要な次の事項の基本的容を記載するものとする。

- (イ) 計画工程表      (ロ) 使用機械      (ハ) 施工方法  
(ニ) 施工管理      (ホ) 仮設備計画      (ヘ) 特記事項その他

2) 特殊な構造あるいは特殊な工法を採用したときは、施工上留意すべき点を特記事項として記載するものとする。

(7) 現地踏査結果

受注者は、現地踏査を実施した場合には、現地の状況を示す写真と共にその結果をとりまとめることとする。



主要技術基準及び参考図書

H21.6 現在

No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月
〔1〕 共 通			
1	土木構造物標準設計	全日本建設技術協会	—
2	土木学会基準	土木学会	H3. 10
3	土木製図基準	土木学会	H15. 11
4	水理公式集	土木学会	H11. 11
5	J I S ハンドブック	日本規格協会	最新版
6	土木工事安全施工技術指針	全日本建設技術協会	H13. 6
7	土木工事安全施工技術指針の解説	全日本建設技術協会	H13. 12
8	建設工事公衆災害防止対策要綱の解説（土木工事編）	国土開発技術研究センター	H5. 2
9	建設機械施工安全技術指針	建設省	H6. 11
10	移動式クレーン、杭打機等の支持地盤養成マニュアル	日本建設機械化協会	H6. 4
11	土木工事共通仕様書	柏市	H23. 4
12	地盤調査の方法と解説	地盤工学会	H16. 6
13	土質試験の方法と解説（第一回改訂版）	地盤工学会	H12. 3
14	2007年制定 コンクリート標準示方書（設計編）	土木学会	H20. 3
15	2007年制定 舗装標準示方書	土木学会	H19. 3
16	2007年制定 コンクリート標準示方書（ダムコンクリート編）	土木学会	H20. 3
17	2007年制定 コンクリート標準示方書（基準編）	土木学会	H20. 3
18	2007年制定 コンクリート標準示方書（維持管理編）	土木学会	H20. 3
19	土木設計業務等の電子納品要領（案）	日本建設情報総合センター	H13. 8
20	CAD製図基準（案）	日本建設情報総合センター	H20. 5
21	CAD製図基準に関する運用ガイドライン（案）	国土交通省	H17. 8
22	デジタル写真管理情報基準（案）	日本建設情報総合センター	H14. 7
23	鉄筋コンクリート工場製作設計施工指針（案）	全日本建設技術協会	—
24	プレストレストコンクリート工法設計施工指針	土木学会	H3. 3

No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月
25	トンネル標準示方書（山岳工法編）・同解説	土木学会	H8. 7
26	トンネル標準示方書（シールド工法編）・同解説	土木学会	H8. 7
27	トンネル標準示方書（開削工法編）・同解説	土木学会	H18. 8
28	地中送電線用深部立坑，洞道の調査・設計・施工計測指針	日本トンネル技術協会	S57. 3
29	地中構造物の建設に伴う近接施工指針	日本トンネル技術協会	H11. 2
30	シールド工用標準セグメント	日本下水道協会	H13. 7
31	軟岩評価－調査・設計・施工への適用	土木学会	H4. 11
32	グラウトアンカー設計・施工基準同解説	地盤工学会	H12. 3
33	グラウトアンカー設計・施工手引書（案）	日本アンカー協会	H4. 3
34	ジェットグラウト工法技術資料	日本ジェットグラウト協会	H6. 6
35	ジェットグラウト工法（積算資料）	日本ジェットグラウト協会	H6.
36	大深度土留め設計・施工指針（案）	先端建設技術センター	H6. 10
37	土木研究所資料 大規模地下構造物の耐震設計法、カイトライン	建設省土木研究所	H4. 3
38	薬液注入工法設計施工指針	日本薬液注入協会	H14. 8
39	薬液注入工法設計資料	日本薬液注入協会	毎年発行
40	薬液注入工法積算資料	日本薬液注入協会	毎年発行
41	近接基礎設計・施工要領（案）	建設省土木研究所	S58. 6
42	煙・熱感知器連動機構・装置等の設置に関する指針	日本火災報知器工業会	H15.
43	高圧受電設備規程	日本電気協会	H14. 8
44	防災設備に関する指針	日本電設工業協会	H6. 8
45	昇降機設計・施工上の指導指針	昇降機安全協会	H7. 3
46	日本建設機械要覧	日本建設機械化協会	H13. 3
47	建設工事に伴う騒音振動対策ハンドブック（第3版）	日本建設機械化協会	H13. 2
48	建設発生土利用技術マニュアル	土木研究センター	H9. 10
49	建設副産物適正処理推進要綱の解説	先端建設技術センター	H14. 11
50	災害復旧工事の設計要領	全国防災協会	毎年発行

No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月
〔2〕河川関係			
1	改訂河川計画業務ガイドライン	日本河川協会	H2.4
2	改訂建設省河川砂防技術基準(案)調査編	日本河川協会	H17.11
3	改訂建設省河川砂防技術基準(案)設計編(Ⅰ・Ⅱ)	日本河川協会	H17.11
4	河川管理施設等構造令	日本河川協会	H12.1
5	防災調節池等技術基準(案)増補改訂(一部修正)版	日本河川協会	H13.8
6	流域貯留施設等技術指針(案)	日本河川協会	H5.5
7	増補流域貯留施設等技術指針(案)	日本河川協会	H5.5
8	水門鉄管技術基準 ・第4回改訂版(水門扉編)－付解説－ ・第4回改訂版(水圧鉄管・鉄鋼構造物編、溶接・接合編) －付解説－ ・FRP(M)水圧管編	水門鉄管協会	H12.4
			H13.8
			H13.3
9	柔構造樋門設計の手引き	国土開発技術研究センター	H10.11
10	河川土工マニュアル	国土開発技術研究センター	H5.8
11	ダム・堰施設技術基準(案)(基準解説編・マニュアル編)	ダム・堰施設技術協会	H11.3
12	水門・樋門ゲート設計要領(案)	ダム・堰施設技術協会	H13.12
13	鋼製起伏ゲート設計要領(案)	ダム・堰施設技術協会	H11.10
14	防災調節池等技術基準(案)解説と設計実例 増補改訂(一部修正版)	日本河川協会	S63.1
			H13.8
15	揚排水ポンプ設備技術基準(案)同解説	河川ポンプ施設技術協会	H13.2
16	仮締切堤設置基準	建設省治水課	H10.6
17	鋼矢板二重式仮締切設計マニュアル	国土技術研究センター	H13.5
18	堤防余盛基準	建設省治水課	S44.1
19	水管橋設計基準	日本水道鋼管協会	H11.6
20	河川改修事業関係例規集	日本河川協会	毎年発行
21	河川水辺の国勢調査マニュアル(案)河川版(生物調査編)	リバーフロント整備センター	H9.4
22	河川関係法令例規集	第1法規	－
23	護岸の力学的設計法	国土開発技術研究センター	H19.11

No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月
24	河岸等の植樹基準(案)	建設省河川局治水課	H元.4
25	河川における樹木管理の手引き	リバーフロント整備センター	H11.9
26	都市河川計画の手引き(洪水防御計画編)	国土開発技術研究センター	H5.6
27	河川構造物設計業務ガイドライン(護岸設計業務)	国土開発技術研究センター	H5.10
28	河川構造物設計業務ガイドライン(樋門・樋管設計業務)	国土開発技術研究センター	H8.11
29	河川構造物設計業務ガイドライン(堰・床止め設計業務)	国土開発技術研究センター	H8.11
30	土木構造物設計マニュアル(案)ー樋門編ー	全国建設技術協会	H14.1
31	床止めの構造設計の手引き	国土開発技術研究センター	H10.12
32	治水経済調査要綱	建設省河川局	H6.10
33	クラウチング技術指針・同解説	国土開発技術研究センター	S58.12
34	多段落差工設計指針(案)	建設省土木研究所	S63.5
35	地すべり鋼管杭設計要領	地すべり対策技術協会	H4.4
36	新・斜面崩壊防止の設計と実例 ー急傾斜地崩壊防止工事技術指針ー	全国治水砂防協会	H12.4
37	原位置岩盤試験法の指針ー平板載荷試験法 ーせん断試験法ー ー孔内載荷試験法ー	土木学会	H12.12
38	軟岩の調査・試験の指針(案)	土木学会	H3.11
39	河川定期縦横断データ作成ガイドライン	国土交通省河川局	H20.5
40	河川景観の形成と保全の考え方	国土交通省河川局	H18.10
41	河川の景観形成に資する石積み構造物の整備に関する資料	国土交通省河川局 河川環境課	H18.8
42	河川の景観形成に資する石積み構造物の整備に関する資料 (その2)	国土交通省河川局 河川環境課	H19.7
43	多自然川づくりポイントブック 河川改修時の課題と留意点	リバーフロント整備センター	H19.3
44	美しい山河を守る災害復旧基本方針	国土交通省	H18.6

No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月
〔3〕 道 路 関 係			
1	建設省所管道路事業影響評価技術指針	建設省	S60.9
2	道路環境影響評価要覧	道路環境研究所	H4.9
3	道路構造令の解説と運用	日本道路協会	H16.2
4	道路技術基準通達集-基準の変遷と通達-	ぎょうせい	H14.3
5	林道規程－解説とその運用－	日本林道協会	H14.5
6	全国道路交通情勢調査実施要綱 一般交通量調査（調査編）	建設省道路局	—
7	交通渋滞実態調査マニュアル	建設省土木研究所	H2.2
8	自転車道等の設計基準解説	日本道路協会	S49.10
9	自転車道必携	自転車道路協会	S60.3
10	交通工学ハンドブック2001 CD-ROM版	交通工学研究会	H13.2
11	クロイツポケットブック（改訂版）	日本道路協会	S49.8
12	道路の交通容量	日本道路協会	S59.9
13	道路の交通容量 1985	交通工学研究会	S62.2
14	HIGHWAY CAPACITY MANUAL	—	—
15	改訂 平面交差の計画と設計・基礎編	交通工学研究会	H14.7
16	改訂 平面交差の計画と設計・応用編	交通工学研究会	H元.5
17	交通信号の手引き	交通工学研究会	H6.7
18	交通工学実務双書第4巻 市街地道路の計画と設計	交通工学研究会	S63.12
19	コミュニティゾーン形成マニュアル	交通工学研究会	H6.5
20	コミュニティゾーン実践マニュアル	交通工学研究会	H12.7
21	道路環境影響評価技術手法Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	道路環境研究所	H12.11
22	道路土工要綱	日本道路協会	H21.6
23	道路土工－土質調査指針	日本道路協会	S61.11
24	道路土工－施工指針	日本道路協会	S61.11
25	道路土工－排水工指針	日本道路協会	S62.6
26	道路土工－切土工・斜面安定工指針	日本道路協会	H21.6

No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月
27	道路土工－軟弱地盤対策工指針	日本道路協会	S61.11
28	道路土工－仮設構造物工指針	日本道路協会	H11.3
29	道路土工－擁壁工指針	日本道路協会	H11.3
30	道路土工－カルバート工指針	日本道路協会	H11.3
31	多数アンカー式補強土壁工法設計・施工マニュアル 第3版	土木研究センター	H14.10
32	フレキャストボックスカルバート設計・施工マニュアル(鉄筋コンクリート製・フレキャストコンクリート製)	全国ボックスカルバート協会	H13.3
33	下水道用強化プラスチック複合管道路埋設指針	国土開発技術研究センター	H11.3
34	下水道用セラミックパイプ(陶管)道路埋設指針	全国セラミックパイプ工業組合	H11.3
35	下水道用硬質塩化ビニル管道路埋設指針	塩化ビニル管継手協会	H14.8
36	PCボックスカルバート道路埋設指針(改訂版)	日本PCボックスカルバート製品協会	H3.10
37	のり砕工の設計・施工指針	全国特定法面保護協会	H15.2
38	道路橋示方書・同解説(I 共通編・II 鋼橋編)	日本道路協会	H14.3
39	道路橋示方書・同解説(I 共通編・III コンクリート橋編)	日本道路協会	H14.3
40	道路橋示方書・同解説(I 共通編・IV 下部構造編)	日本道路協会	H14.3
41	道路橋示方書・同解説(V 耐震設計編)	日本道路協会	H14.3
42	鋼道路橋の疲労設計指針	日本道路協会	H14.3
43	鋼道路橋設計便覧	日本道路協会	S55.8
44	鋼道路橋施工便覧	日本道路協会	S60.2
45	道路橋耐風設計便覧	日本道路協会	H3.7
46	杭基礎設計便覧(改訂版)	日本道路協会	H19.1
47	杭基礎施工便覧	日本道路協会	H19.1
48	鋼管矢板基礎設計施工便覧	日本道路協会	H9.12
49	立体横断施設技術基準・同解説	日本道路協会	S54.1
50	コンクリート道路橋設計便覧	日本道路協会	H6.2
51	コンクリート道路橋施工便覧	日本道路協会	H10.1
52	フレキャストブロック工法によるプレストレストコンクリートTげた道路橋設計・施工指針	日本道路協会	H4.10

No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月
53	道路橋支承標準設計（ゴム支承・ころがり支承編）	日本道路協会	H5. 4
54	道路橋支承標準設計（すべり支承編）	日本道路協会	H5. 5
55	道路橋伸縮装置便覧	日本道路協会	S45. 11
56	道路橋支承便覧	日本道路協会	H15. 3
57	鋼道路橋塗装便覧（改訂版）	日本道路協会	H2. 6
58	鋼道路橋塗装便覧別冊資料写真集	日本道路協会	H2. 6
59	道路橋補修便覧	日本道路協会	S54. 2
60	鋼道路橋の細部構造に関する資料集	日本道路協会	H3. 7
61	小規模吊橋指針・同解説	日本道路協会	S59. 4
62	道路橋の塩害対策指針（案）・同解説	日本道路協会	S59. 2
63	道路橋鉄筋コンクリート床版防水層設計施工資料	日本道路協会	S62. 1
64	鋼構造架設設計施工指針	土木学会	H14. 3
65	美しい橋のデザインマニュアル	土木学会	H5. 3
66	道路橋景観便覧 ・ 橋の美 ・ 橋の美Ⅱ ・ 橋の美Ⅲ（橋梁デザインノート）	日本道路協会	S52. 6 S56. 6 H4. 5
67	道路トンネル技術基準（換気編）・同解説（改訂版）	日本道路協会	H13. 11
68	道路トンネル技術基準（構造編）・同解説	日本道路協会	H15. 11
69	道路トンネル非常用施設設置基準・同解説	日本道路協会	H13. 11
70	道路トンネル便覧	日本道路協会	S50. 1
71	道路トンネル維持管理便覧	日本道路協会	H5. 11
72	道路トンネル観察・計測指針	日本道路協会	H5. 11
73	道路トンネル安全施工技術指針	日本道路協会	H8. 10
74	舗装の構造に関する技術基準・同解説	日本道路協会	H13. 9
75	舗装設計施工指針	日本道路協会	H18. 2
76	排水性舗装技術指針（案）	日本道路協会	H8. 11
77	転圧コンクリート舗装技術指針（案）	日本道路協会	H2. 11

No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月
78	アスファルト舗装工事共通仕様書解説（改訂版）	日本道路協会	H4. 12
79	舗装施工便覧	日本道路協会	H13. 12
80	アスファルト混合所便覧（平成8年版）	日本道路協会	H8. 10
81	プラント再生舗装技術指針	日本道路協会	H4. 12
82	砂利道の瀝青路面処理指針	日本アスファルト協会	S60. 3
83	フルデプス・アスファルト舗装設計施工指針（案）	日本アスファルト協会	S61. 9
84	高炉スラグ路盤設計施工指針	鉄鋼スラグ協会	S57. 6
85	製鋼スラグを用いたアスファルト舗装設計施工指針	鉄鋼スラグ協会	S57. 7
86	製鋼スラグ路盤設計施工指針（1985年改定）	鉄鋼スラグ協会	S60. 9
87	インターロッキングブロック舗装設計施工要領	インターロッキングブロック技術協会	H19. 3
88	設計要領第一集 舗装編	日本道路公団	H13. 9
89	構内舗装・排水設計基準	公共建築協会	H13. 4
90	併用軌道構造設計指針	日本道路協会	S37.
91	路上再生路盤工法技術指針（案）	日本道路協会	S62. 1
92	路上表層再生工法技術指針（案）	日本道路協会	S63. 11
93	道路維持修繕要綱（改訂版）	日本道路協会	S53. 7
94	舗装試験法便覧	日本道路協会	S63. 11
95	舗装試験法便覧別冊（暫定試験方法）	日本道路協会	H8. 10
96	道路震災対策便覧（震前対策編） 改訂版	日本道路協会	H14. 4
97	道路震災対策便覧（震災復旧編） 改訂版	日本道路協会	H14. 4
98	落石対策便覧（改訂版）	日本道路協会	H12. 6
99	道路緑化技術基準・同解説	日本道路協会	S63. 12
100	道路防雪便覧	日本道路協会	H2. 5
101	共同溝設計指針	日本道路協会	S61. 3
102	プレキャストコンクリート共同溝設計・施工要領（案）	道路保全技術センター	H6. 3
103	土木研究所資料 共同溝耐震設計要領（案）	建設省土木研究所	S59. 10
104	キャブシステム施術マニュアル（案）解説	開発問題研究所	H5. 8
105	防護柵の設置基準・同解説	日本道路協会	H10. 11



No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月
106	車両用防護柵標準仕様・同解説	日本道路協会	H11.3
107	改訂路面表示設置の手引	交通工学研究所	H10.5
108	道路標識設置基準・同解説	日本道路協会	S62.1
109	視線誘導標設置基準・同解説	日本道路協会	S59.10
110	道路照明施設設置基準・同解説	日本道路協会	H19.10
111	道路・トンネル照明器材仕様書	建設電気技術協会	H14.4
112	道路反射鏡設置指針	日本道路協会	S55.12
113	視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説	日本道路協会	S60.9
114	95道路標識ハンドブック	全国道路標識・表示業協会	H7.11
115	路面表示ハンドブック	全国道路標識・表示業協会	H13.12
116	駐車場設計・施工指針・同解説	日本道路協会	H4.11
117	料金徴収施設設置基準（案）・同解説	日本道路協会	H11.9
〔4〕 電気・機械・設備等			
1	日本電機工業会（JEM）規格	日本電機工業会	—
2	（解説）電気設備の技術基準	経済産業省・資源エネルギー庁	H13.5
3	内線規程	日本電気協会	H12.10
4	電気通信設備工事共通仕様書	建設電気技術協会	H14.9
5	電気通信設備施工管理の手引き	建設電気技術協会	H9.2
6	建築設備設計基準	公共建築協会	H14.6
7	電気設備工事共通仕様書	公共建築協会	H13.3
8	機械設備工事共通仕様書	公共建築協会	H13.3
9	建築工事共通仕様書	公共建築協会	H13.3

注意：最新版を使用するものとする。